筑波銀行 NEWS RELEASE

平成26年9月30日

「地銀協ライフサポート団信付住宅ローン」の取扱開始について

筑波銀行(頭取:藤川 雅海、本店:茨城県土浦市)は、平成26年10月1日(水)より「地銀協ライフサポート団信付住宅ローン」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

「地銀協ライフサポート団信付住宅ローン」は、通常の地銀協一般団体信用生命保険の保障である「死亡」、「高度障害」に加え、「3大疾病保障」、「就業不能保障(精神障害を除く全傷病)」の保障を追加した団体保険付の住宅ローンとなっております。

今後とも、筑波銀行はお客さまの多様なニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供と サービスの向上に努めてまいります。

記

1. 商品名

地銀協ライフサポート団信付住宅ローン

2. 取扱開始日

平成26年10月1日(水)

3. ライフサポート団信の概要

別紙<ライフサポート団信の概要>をご覧ください。

以上

報道機関のお問合せ先

内線3730

筑波銀行 総合企画部広報室 岡野

Tel 029-859-8111

<ライフサポート団信の概要>

名称	地銀協ライフサポート団信制度
特 徴	ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等
	をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。
	具体的には、万一、お亡くなりになられたとき、所定の高度障害状態に該
	当したとき、がんと診断確定されたときに、保険会社から銀行に住宅ローン
	残高相当額の保険金が支払われ、住宅ローンが完済となります。
	また、脳卒中か急性心筋梗塞となり、所定の状態が60日以上継続した場
	合も、同様に保険金が支払われ、住宅ローンが完済となります。
	さらに、これらの支払い事由に該当しない場合でも、ケガや病気を原因と
	した所定の就業不能状態が続いた場合には、4ヶ月目以降の住宅ローンの返
	済額が毎月保障され、12ヶ月を超えても所定の就業不能状態から回復しな
	い場合には、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われ、住宅ローンが完済
	となります。
保障 開始 日	融資実行日(借り換え融資の場合は、借り換え日)または生命保険会社が
	ご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。
加入対象者	新たに住宅ローン融資を受けられる満20歳以上50歳以下の方のうち、
	生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。
加入手続き	「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額(保険金額)が
	3,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご
	提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提
	出いただくことがあります。
	※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承願
	います。
引受保険会社	明治安田生命保険相互会社 他

- ・上記「ライフサポート団信の概要」は、地銀協ライフサポート団信付住宅ローンに付帯される 保険の概要を説明したものです。
- ・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および 3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」 裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ず ご確認ください。

※詳しくは営業店窓口、すまいるプラザ、パーソルプラザまでお問い合わせください。